

Q₄

信用状を用いた場合の一般的な輸入取引の流れを教えてください。

A₄

ここでは信用状付荷為替手形を用いた輸入取引を例にとり、信用状を用いた輸入取引の流れについて、輸入者を(株)青葉商事、輸出者を Hong Kong Trading Co., Ltd. (以下「ホンコントレーディング(株)」とします)、通知銀行(買取銀行)を The Hongkong and Shanghai Banking Corp. (以下「ホンコン銀行」とします)、信用状発行銀行を七十七銀行として説明します。(下図参照)

①ホンコントレーディング(株)と(株)青葉商事の間で売買契約を結ぶと同時に、売買契約内容を盛り込んだ信用状の発行について取り決めをします。信用状発行の内容は、信用状開設依頼書の各項目について取り決める必要があります。

②(株)青葉商事は売買契約に従って、当行に信用状の発行を依頼します。

③当行はホンコン銀行に対して信用状発行を行います。

④ホンコン銀行はホンコントレーディング(株)に信用状発行を通知します。

⑤信用状を受け取ったホンコントレーディング(株)は、信用状で指定された貨物を船積します。

⑥ホンコントレーディング(株)は船会社発行の船荷証券や信用状で決められた書類(以下「船積書類」といいます)を荷為替手形と共に取引銀行に持込み、荷為替手形の買取を依頼します。この輸出荷為替手形を買取る銀行を買取銀行といい、本例ではホンコン銀行としています。

⑦ホンコン銀行は荷為替手形や船積書類が信用状で定められたとおりかどうか厳重に点検し、条件どおりであれば手形代り金をホンコントレーディングに支払います。

⑧ホンコン銀行は買取済の荷為替手形と船積書類を当行に送付し、代り金を請求します。

⑨当行は送られてきた船積書類を信用状と点検の上、不備がなければ手形代り金をホンコン銀行に支払うと同時に、(株)青葉商事に代り金を請求します。

⑩⑪手形代り金の支払いと引き換えに、当行は船積書類をお渡しします。(株)青葉商事は貨物の到着後船荷証券を船会社に呈示し、貨物の通関を行った後に貨物を引取ります。

(この通関手続は通常通関業者に委託するのが一般的です)

信用状付荷為替手形による輸入取引の流れ

